

東村山50景等利用許諾申請書

（宛先）東村山市長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ ⑩
 電 話 _____

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

東村山50景等の利用について、裏面の利用条件に同意し、下記のとおり申請します。

記

1 物件の名称			
2 利用するものの 番号及び名称	番号：_____ 名称：_____ 番号：_____ 名称：_____ 番号：_____ 名称：_____ ※東村山50景に準ずる風景の場合は番号の後ろに（準）と記載		
3 利用区分（当てはまるものに○）	商品製作 _____ 広 告 _____ その他（ _____ ）		
4 主に利用（流通・ 掲示）する場所（地域）			
5 利用期間（3年以内）	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
6 物件の種類	種類	7 製作物の点数（色・サイズが異なるものは各1点で数える）	点

●連絡先 部署名：_____ 担当者名：_____
 電話番号：_____ メールアドレス：_____

●添付資料

- ・東村山50景等の利用方法が明示された書類（企画書、レイアウト、原稿、画像等）

※1～7の記載内容に変更が生じた場合は、別途「東村山50景等利用変更申請書」を提出してください。

利用条件

- ・東村山50景等を、許諾を受けた物件に限り利用することができます。許諾を受けた物件の完成見本(困難な場合は写真等)を提出してください。
- ・物件の適切な位置に許諾番号を付した著作権表示をしてください。(例:©2014 東村山市 #●●「東村山50景・東村山50景に準ずる風景」より)
- ・利用内容、利用者の住所、名称その他の事項について変更が生じたときは、速やかに報告してください。
- ・許諾なく利用内容を変更してはいけません。
- ・許諾を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。また、許諾を受けた物件について、利用者が商標の出願等を行うことはできません。
- ・申請書の記載内容に虚偽があった場合、不正な利用等が認められた場合、その他利用条件に違反した場合、許諾が取り消されることがあります。
- ・東村山50景等の利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が責任を負うものとし、東村山市は一切の責任を負いません。
- ・許諾取消し要件に該当した場合において市に損害を与えたときは、利用者は当該損害について市に賠償する責任を負うものとします。
- ・許諾が取り消されたときは、東村山50景等を利用することはできません。許諾の取消し後に当該物件の利用を中止しない場合において、市長は、法令の規定に基づき利用の差止めその他の必要な措置を講ずることがあります。
- ・許諾の取消しにより利用者又は第三者に生じた損害について、東村山市は一切の責任を負いません。
- ・東村山50景等の利用に関し報告を求め、又は調査を行うことがあります。また、デザイン等の利用促進のため、利用許諾状況等を公表することがあります。
- ・東村山50景等の利用に関する規程は、必要に応じて改正することがあります。